

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1966号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（規則第6-1485号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
所在地	公署及び学校等	所在地	公署及び学校等
(略)		(略)	
上越市	(略) <u>人身安全・少年課少年サポートセンター上越支所</u>	上越市	(略) <u>少年課少年サポートセンター上越支所</u>
	(略) 大和小学校		(略) 大和小学校
	(略)		<u>三郷小学校</u>
			(略)
(略)		(略)	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。